

仕様書

1 件名

東京都観光ボランティアユニフォームの追加製作

2 目的

東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、東京を訪れる国内外からの旅行者が快適に観光を楽しめるよう、観光案内と東京の魅力を紹介する活動を行っている。

本活動にあたりボランティアが着用するユニフォームの内、一部不足している品目・サイズについて追加製作する。

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 実施体制

受託者は本委託を効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

(2) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から納品までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に東京観光財団（以下「TCVB」という。）へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。

5 委託内容

(1) ユニフォームの製作

ア. 品目（サイズ）および製作数

コート（Lサイズ） 30着

コート（LLサイズ） 2着

靴 20個

イ. 仕様

別紙1「ユニフォームデザイン」、別紙2「コート仕様」および別紙3「靴仕様」に基づき、生地デザイン、機能、色味などが変わらないよう配慮するとともに、可能な限り、現行ユニフォームと同一の素材を使用し製作すること。代替の素材を使用する場合は、予め財団に確認すること。

なお、素材品質条件書に基づき、質の高い日本製のものとして J-QUALITY 認証の取得は必須ではないが、認証を取れるレベルを目指すこと。

ウ. 付属品

コートおよび鞆の製作に伴い、以下付属品を製作すること。

- ・QR コードワッペン（刺繍）
- ・Tokyo Tokyo アイコンワッペン（刺繍）
- ・Tokyo Tokyo アイコンの刺繍入りバッグ引手
- ・①マークワッペン（刺繍）

（JIS Z8210 において「案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示」を示す①）

(2) ユニフォームのリサイクル対応

繊維等へのマテリアルリサイクルが可能なリサイクルスキームを組むこと。

6 納品について

- (1) 契約期間内に、財団が別途指定する納品先（23 区内）に納品すること。
- (2) 事業完了後、別途 TCVB が指定する「委託完了届」に必要事項を記入の上、提出すること。

7 契約の終了

本件は複数単価契約である。契約期間内において、いずれかの発注数量が予定数量に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で契約は打ち切りとする。また、予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。

8 契約代金の支払い

受託者への支払は、成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する可能性がある。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

10 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 その他

本契約の履行に際して知り得た秘密（個人情報の取扱いについて（別紙 4）を含む。）を漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(1) 本契約の履行に関する情報等について、財団から貸与された場合、契約終了後、速やかに返却すること。

(2) 本契約の履行に関する情報及び原稿は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。

(3) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に財団と協議を行うこと。

(4) 本契約は、入札書に掲げる項目による複数単価契約である。入札書に各単価を記入の上、提出すること。

(5) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

(6) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定する。